

入札の執行について（通知）の補足

契約件名 市民公園西トイレ等更新工事

上記の入札（以下「本工事」という。）には下記の条件が付されますのでご注意願います。

記

1、債務負担行為に係る契約の特則について

各会計年度における請負代金の支払の限度額（以下「支払限度額」という。）とこの支払限度額に対応する各会計年度の出来高予定額（以下「出来高予定額」という。）は、予定価格をもとに例示すると次のとおりです。

支払限度額	令和8年度	79,150,000円
	令和9年度	52,785,100円
出来高予定額	令和8年度	79,150,000円
	令和9年度	52,785,100円

※上記は例示ですので、実際の契約締結においては、支払限度額と出来高予定額は入札結果（落札価格）に対応した金額となります。

※本工事は、予算の繰越議決を受けているため、令和9年4月1日以降の支払限度額は、前払金及び中間前払金の支払状況に応じて変更となります。

※発注者は、予算の都合その他の必要があるときは、支払限度額と出来高予定額を変更することができることとする。

2、前払金及び中間前払金について

前払金は請負代金の10分の4（1万円未満の端数がある時は、その端数は切り捨てる。）の金額を支払うこととします。また、中間前払金は請負代金の10分の2（1万円未満の端数がある時は、その端数は切り捨てる。）の金額を支払うこととします。なお、中間前払金については、各務原市前金払取扱要綱第5条第3項に規定する要件に該当する場合に請求できます。

3、配置予定技術者について

複数の案件で入札日が重複する場合、開札後、事後審査資料提出までに、当該工事以外の他工事の落札候補者となったことなど、やむを得ない事由により配置予定の技術者を配置する事ができなくなった場合は、直ちに書面により辞退届を提出してください。なお、この辞退届を理由として参加資格停止など不利益な取扱いを受けるものではありません。